

受講生各位

LEC 東京リーガルマインド 不動産鑑定士課

2020 論文中答練 会計学 第2回 問題1(5)
(お詫びと補足説明)

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

「**2020 論文中答練 会計学 第2回 問題1(5)**」の**保険差益の計算**に関しまして、お詫びと補足説明をさせていただきます。

まず、本問の計算問題において、経費の負担の条件が曖昧になってしまっている点につきまして、お詫びをさせていただきます。また、以下で補足説明をさせていただきます。本問の計算においては、以下の計算が想定されます。

(ケース1) 滅失により支出した経費 100 万円については、**自社負担とする**。

この場合においては、解答例のように計算されます。

保険金 2,000 万円 - (**帳簿価額 1,000 万円 - 経費 100 万円**) = 1,100 万円

つまり、滅失により支出した経費 100 万円を自社負担とし、この 100 万円だけ帳簿価額を減額する処理を行います。

(ケース2) 滅失により支出した経費 100 万円については、**保険金から支払う**。

この場合においては、以下のように計算されます。

(**保険金 2,000 万円 - 経費 100 万円**) - 帳簿価額 1,000 万円 = 900 万円

つまり、滅失により支出した経費 100 万円を保険金から控除します。

(ケース3) 受講生の方の中に、以下の計算過程を示している答案がありました。

保険金 2,000 万円 - (**帳簿価額 1,000 万円 + 経費 100 万円**) = 900 万円

確かに、この計算においても保険差益は、ケース2と同じ900万円となります。もちろん、帳簿価額と経費の合計を保険金から控除すると考えれば、この計算過程でも問題ありません。ただし、この計算過程によると、帳簿価額 1,000 万円に経費 100 万円を足しており、100 万円だけ帳簿価額が増額されたように誤解されてしまう可能性があります。そのため、この計算過程は、解答として提示されない方が無難と言えます。

裏面に続く



FU20359

今回の採点では、別解を設定しておりませんが、ケース2（あるいはケース3）の計算でも正解とさせていただきます。というよりも、むしろケース2（あるいはケース3）の計算の方が一般的であると考えられます。個々の保険契約の内容により異なり、一概には言えませんが、一般的には滅失により支出した経費100万円も含めて保険金が支払われると考えられます。とすれば、むしろケース2（あるいはケース3）の計算の方が合理性を持ちます。したがって、問題文において「滅失により支出した経費」の取扱いに関する条件が設定されていなければ、ケース2（ケース3については上記の理由により提示しない方が無難です）の解答を提示していただければと思います。

今回、別解で記述された受験生に対しましては、採点上不利となり、大変なご迷惑をおかけいたしました。ケース2（あるいはケース3）の内容も十分に正解になるとご判断いただければと思います（採点上不明な点がありましたら「教えてチューター」にて質問してください）。

なお、この点につきましては、改めて、「2020 全日本論文公開模擬試験 第2回」の解説講義において、コメントさせていただきます。

敬具